

# 町職員の給与等のあらまし

町民の皆様にご理解をいただくため、平成19年度の職員の給与等の状況をお知らせします。  
(積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による)

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①採用と退職等の状況

区 分	採 用	離 職						離職計
		退 職			免 職			
		定 年	死 亡	自己都合 その他	分 限	懲 戒	失 職	
一般行政職			1人	3人				4人
技能労務職								
医療職		1人						1人
計		1人	1人	3人				5人

### ②職員数の状況(各年度4月1日)

区 分	19年度	20年度	対前年度増減数	主な増減理由	備 考
一般会計	58人	54人	△4人	退職者不補充	職員数は、特別職、臨時職員、非常勤職員を除いた一般職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。
特別会計	12人	12人			
計	70人	66人	△4人		

※町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

## 2. 人件費等の状況

### ①人件費の状況(全会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支(※)	人件費 B	人件費率(B/A)
19年度	2,799人(H20.3.31)	5,318,644千円	▲581,271千円	573,448千円	10.8%
18年度	2,913人(H19.3.31)	5,682,831千円	▲807,609千円	666,259千円	11.7%

注)人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)

※)実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

### ②職員給与費の状況(全会計決算見込)～各年度中の採用者、退職者を含む～(単位:千円)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	70人	236,132	33,488	90,107	359,727	5,139
18年度	75人	282,614	44,898	104,320	431,832	5,758

### ③一般行政職平均給料等

区 分	平成19年4月1日現在	平成20年4月1日現在	備 考
平均給料月額	328,600円	288,300円	平成19年7月から平均12%の給料削減を実施
平均年齢	42歳0月	42歳4月	

### ④初任給及び経験年数別平均給料月額(各年度4月1日現在)

区 分	初 任 給	経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
20年度 一般行政職	大学卒 (154,882円) 170,200円	240,300円	269,700円	334,900円
	高校卒 (125,944円) 138,400円	204,500円	244,600円	266,600円
19年度 一般行政職	大学卒 170,200円	269,100円	-	385,000円
	高校卒 138,400円	236,700円	278,900円	307,900円

注)初任給の欄の( )内金額は給料削減後の額です。

### ⑤職員手当の状況(平成19年12月1日現在)

手 当 名	内 容
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 ・2人目まで1人6,000円又は6,500円 ・3人目から1人6,000円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算
住居手当	①家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給 ②自宅の場合 2,500円(住宅取得後5年間に限る。)
通勤手当	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から36,900円の範囲で支給
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当(10月～4月)4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給

寒冷地手当	1 1月から3月まで支給			
	①世帯主 (扶養親族3人以上)	25,060円		
	②世帯主 (扶養親族2人以下)	23,360円		
	③世帯主 (扶養親族なし)	13,060円		
	④世帯主以外	8,800円		
期末・勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.2月分	0.55月分	1.75月分
	12月期	1.4月分	0.55月分	1.95月分
	※職務の区分に応じて加算措置有り。			
退職手当	区 分	自己都合	定 年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	

⑥特別職の給料等 (平成20年1月1日現在)

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当
町 長	500,000円	6月期 1.4月分
助 役	450,000円	12月期 1.6月分
教育長	430,000円	加算措置：無

⑦議会議員の報酬等 (平成20年1月1日現在)

区 分	給 料 月 額	期 末 手 当
議 長	247,000円	6月期 1.9月分 (平成20年度からは 1.45月分)
副議長	190,000円	12月期 2.1月分 (平成20年度からは 1.55月分)
常任委員長	171,000円	加算措置：無
議 員	161,000円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成20年1月1日現在)

①勤務時間 (標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	午前 8時30分	午後 5時30分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況 (平成19年1月～12月)

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2,570日	733日	65人	11.3日	28.5%

③病気休暇の取得状況 (平成19年1月～12月)

取得職員数A	取得日数B	1人当たりの取得日数B/A
3人	112日	37.3日

4. 職員の分限及び懲戒処分等の状況

①分限処分

区 分	人 数
休 職	2人(10件)
降 任	
免 職	

②懲戒処分等

区 分	人 数
嚴重注意	
戒 告	
減 給	
停 職	
免 職	

5. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「サービス規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守などサービス規律の保持に努めているところであります。平成19年度は1件のサービス義務違反がありましたが、死亡により退職したため、懲戒処分等は行われませんでした。

6. 職員研修の状況

研 修 内 容	受講者数
職場外一般研修 (中級研修)	1人
職場外専門研修 (実務研修)	2人
職場外専門研修 (その他)	3人

7. 職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 41名

8. 職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。平成19年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

9. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。

